

特定増改築施設の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法45の2②、68の29②）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

特別償却の付表（十九） 平二十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定増改築施設の区分	1	45条の2第2項 68条の29第2項	45条の2第2項 68条の29第2項	45条の2第2項 68条の29第2項
事業の種類	2			
特定増改築施設の種類	3	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
特定増改築施設の名称	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
取得価額	7	円	円	円
基準取得価額割合	8	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$
基準取得価額 (7) × (8)	9	円	円	円
特別償却率	10	$\frac{15}{100}$	$\frac{15}{100}$	$\frac{15}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
療養病床等の廃止又は減少に係る 都道府県知事等の証明年月日	13	平・	平・	平・
取得等に係る都道府県 知事等の証明年月日	14	平・	平・	平・
その他参考となる事項	15			

特別償却の付表（十九）の記載の仕方

- 1 この付表（十九）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第45条の2第2項《特定増改築施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の29第2項《特定増改築施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金を積み立てる場合を含みます。）に、特定増改築施設の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した特定設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 2 「特定増改築施設の区分1」には、措置法第45条の2第2項又は第68条の29第2項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。
- 3 「事業の種類2」には、特定増改築施設を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「特定増改築施設の種類3」は、措置法第45条の2第2項に規定する特定施設（増改築により取得等をした建物及びその附属設備に限ります。）が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 5 「特定増改築施設の名称4」には、例えば「○○病院」等のように特定増改築施設の名称を記載します。
- 6 「取得価額7」には、特定増改築施設の取得価額を記載します。

ただし、その特定増改築施設につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定増改築施設につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 8 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「療養病床等の廃止又は減少に係る都道府県知事等の証明年月日13」には、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項及び第3項の規定により許可を受けた旨の租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第20条の17第7項に規定する証明書の証明年月日を記載します。
 - (2) 「取得等に係る都道府県知事等の証明年月日14」には、措置法第45条の2第2項の規定の適用を受ける同項に規定する特定施設を開設、設置若しくは変更の許可又は事業者の指定を受けるに当たって取得等をした場合における、許可又は指定を受けた旨の措置法規則第20条の17第7項各号に規定する証明書の証明年月日を記載します。
 - (3) 「その他参考となる事項15」には、適用対象法人及び特定増改築施設に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載します。